

国海環第112号
令和4年12月28日

関係者各位

国土交通省 海事局 海洋・環境政策課長
(公印省略)

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の
一部改正について (周知)

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部
を改正する告示(令和四年国土交通省告示第千三百一号)を別添のとおり令和4年12
月28日に公布したので、ご了知頂きますようお願いいたします。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願いいたします。

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部改正について

1. 改正の背景

国際航海に従事する船舶からの二酸化炭素の放出については、国際海事機関で採択された海洋汚染防止条約附属書VI（以下「附属書VI」という。）により、国際的規制が行われており、我が国では、この規制を海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）の体系に取り入れている。

令和3年6月に開催された国際海事機関の第76回海洋環境保護委員会において、既存船舶の燃費性能規制（以下「EEXI規制」という。）を義務化するための附属書VIの改正案が採択された。

これを受け、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第55号。以下「改正省令」という。）が公布されたところ、改正省令を施行するため、二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示（平成24年国土交通省告示第1500号）について、所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）EEXI規制の適用対象外となる船舶について

改正省令第4条の規定により改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和58年運輸省令第38号。以下「技術基準省令」という。）第47条第1項第7号イでは、EEXI規制の適用対象外となる船舶を、航海の態様が特殊なものとして国土交通大臣が定める船舶と規定しているところ、当該船舶として、

- （イ）一部の漁船
 - （ロ）海上保安庁の使用する船舶
 - （ハ）ばら積貨物船、タンカー、コンテナ船、クルーズ旅客船、液化ガスばら積船、一般貨物船、液化天然ガス運搬船、冷凍運搬船、ロールオン・ロールオフ貨物船、自動車運搬船及びロールオン・ロールオフ旅客船以外の船舶
 - （ニ）極海域を航行する一部の船舶
- を定める。

（2）EEXI規制の適用対象外となる推進機関を備える船舶について

技術基準省令第47条第1項第7号ロでは、EEXI規制の適用対象外となる船舶を、構造が特殊なものとして国土交通大臣が定める推進機関を備える船舶と規定しているところ、当該推進機関として、

- （イ）電気推進機関
 - （ロ）主機にタービンを使用する機関
- を定める。

（3）その他

（2）の内容を定めるにあたり、告示の題名を改正する。

3. 施行日

公布：令和4年12月28日

施行：令和5年1月1日

○国土交通省告示第千三百一十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十七条第一項第七号の規定に基づき、二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十二月二十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

告示

二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示の一部を改正する告示（平成二十四年国土交通省告示第千五百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶の対象範囲を定める告示</p> <p>（検査規則第一条の二十三第一項第三号の国土交通大臣が定める船舶）</p> <p>第一条（略）</p> <p>（技術基準省令第四十七条第一項第六号の国土交通大臣が定める船舶）</p> <p>第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号。以下「技術基</p> | <p>二酸化炭素放出抑制指標等に関する規定の適用を受けない船舶を定める告示</p> <p>第一条（略）</p> <p>第二条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年運輸省令第三十八号）第四十七条第</p> |

準省令」という。）第四十七条第一項第六号の国土交通大臣が定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 四（略）

（技術基準省令第四十七条第一項第七号イの国土交通大臣が定める船舶）

第三条 技術基準省令第四十七条第一項第七号イの国土交通大臣が定める船舶は、前条各号に掲げる船舶とする。

（技術基準省令第四十七条第一項第七号ロの国土交通大臣が定める推進機関）

第四条 技術基準省令第四十七条第一項第七号ロの国土交通大臣が定める推進機関は、次に掲げる推進機関とする。ただし、貨物を積載するための甲板を有さず、専ら旅客の宿泊を伴う航海に従事する旅客船及び専らばら積み積みの液化天然ガスを輸送するための構造を有する船舶に取り付けられるものにあつては、この限りでない。

- 一 電気推進機関
- 二 主機にタービンを使用する推進機関

一 項第六号の国土交通大臣が定める船舶は、次に掲げる船舶とする。

一 四（略）

（新設）

（新設）

附則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。